

法人番号について

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

国税庁長官官房企画課
法人番号準備室
平成27年4月



目次

・ 法人番号の制度概要	1
・ 法人番号の指定・通知・公表の事務フロー	2
・ 法人番号の指定対象法人等のイメージ	3
・ 地方公共団体に係る法人番号の指定等	4
・ 地方公共団体に係る法人番号の構成	5
・ 法人番号の情報提供方法	6
・ 法人番号情報提供サイト【イメージ】	7
・ 法人番号に期待される役割	8
・ 公開情報への法人番号の併記について（概要）	9
・ 法人番号の利活用①法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化	10
・ 法人番号の利活用②Web-APIを利用した事業者情報の登録・更新情報の効率化	11
・ 法人番号に係る各種情報の掲載について	12
・ 〔参考〕行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 【法人番号関係抜粋】	13
・ 〔参考〕行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号） 【法人番号関係抜粋】	15

用語の定義

法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

政令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

法人番号の制度概要

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（法58①、②）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる者
 - (※) 具体的には、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
 - 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない（個人事業者にも指定されない）。

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（法58①）。

- 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号の生成

- (1) 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。
- (2) それ以外の法人等については、国税庁で独自に法人番号を生成。

4. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（法58④）。

(※) 法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が変更されると法務省等から提供される情報を基に、公表サイトの情報を随時更新。

- 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

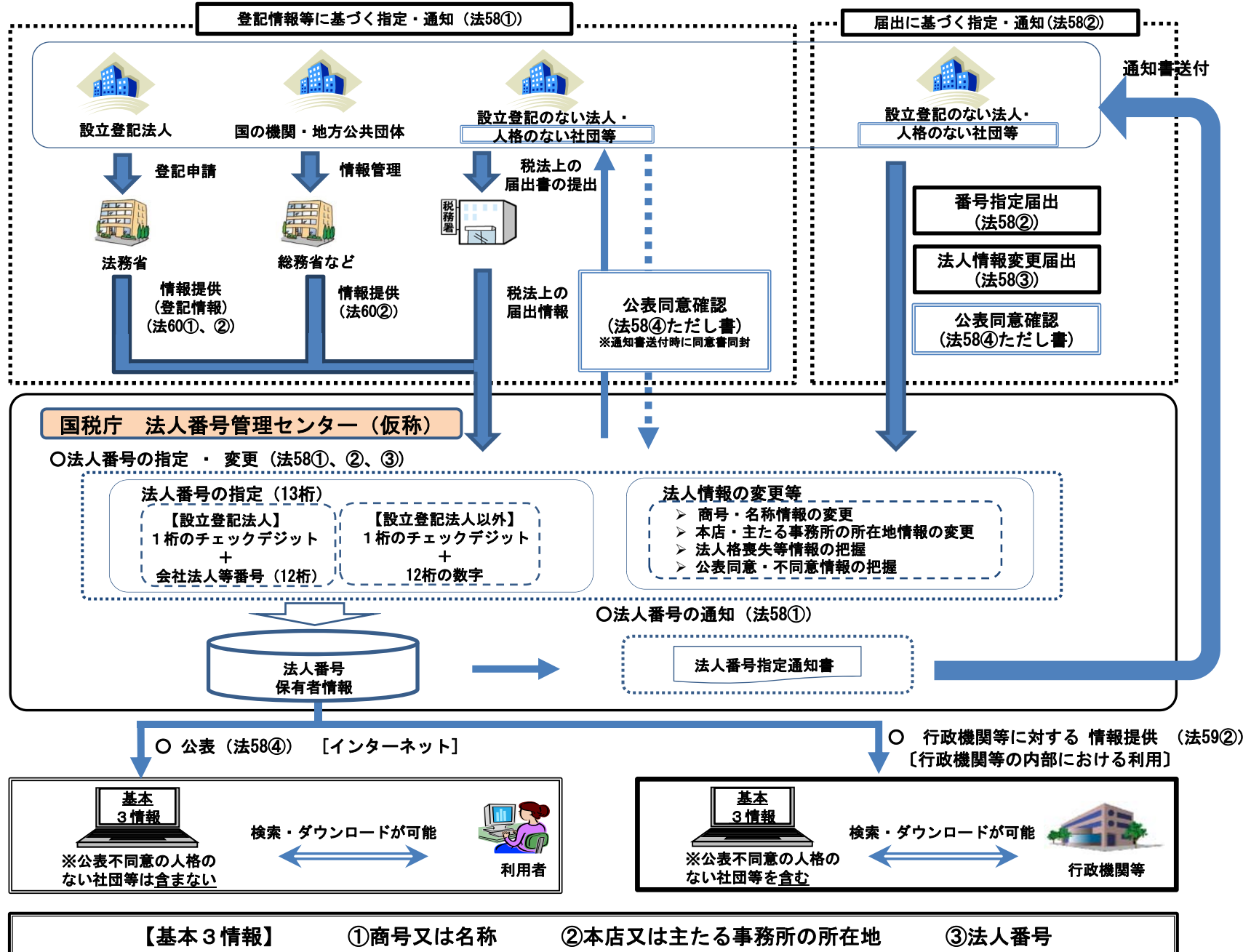
5. 情報の提供

行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる（法59②）。

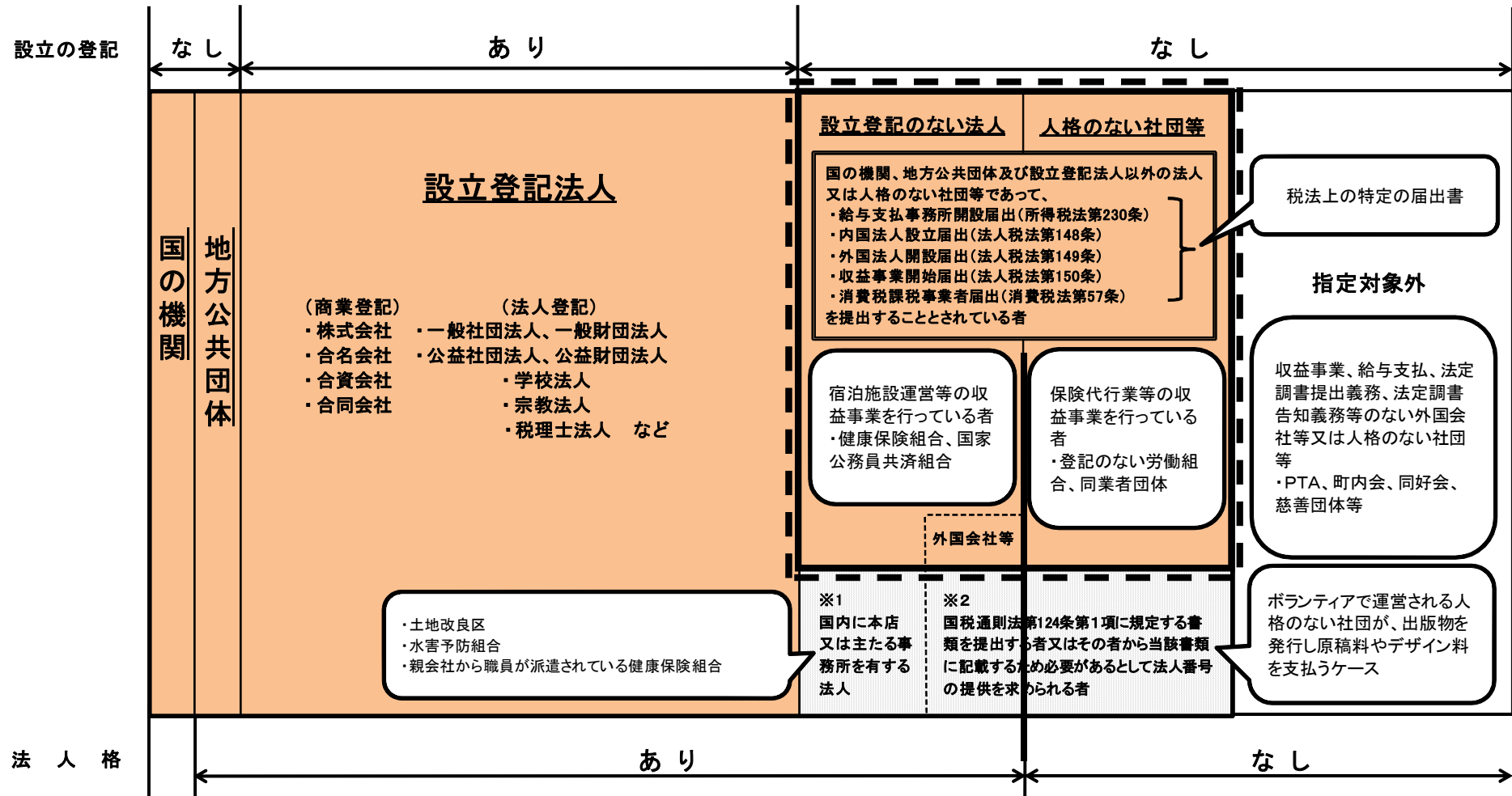
なお、基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供。

(※) 行政機関等に対しては、求めに応じて、公表不同意の人格のない社団等の情報も提供。

法人番号の指定・通知・公表の事務フロー



法人番号の指定対象法人等のイメージ



(注) 部分は、特段、届出手続等を要することなく国税庁長官が指定(法第58条第1項)。

部分は、上記要件(※1、※2)に該当する法人等が、国税庁長官に届け出ることにより指定(法第58条第2項)。

地方公共団体に係る法人番号の指定等

指定、通知、公表

国税庁長官は、地方公共団体に対して法人番号を指定し、通知するとともに、法人番号の指定を受けた団体の名称、所在地及び法人番号を公表する。

指定対象となる地方公共団体

地方自治法第1条の3に規定される地方公共団体1団体（法人）に対して1つの法人番号を指定する。

【普通地方公共団体】

【特別地方公共団体】

・ 都道府県 ・ 市町村

・ 特別区 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ 財産区

※ 法人番号は、①議会事務局、教育委員会等の地方公共団体の機関や、②地方公共団体が特別会計により行う水道事業等の公営企業には指定されない。

これらの地方公共団体の各機関等は、地方公共団体の一部を構成するものであり、例えば、給与所得の源泉徴収票の支払者の番号欄などには、（給与支払者の表記が異なる場合であっても）地方公共団体に対して指定された法人番号を記載することになる。

資料の提供の求め

国税庁長官は、法人番号の指定、通知、公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

具体的には、一部事務組合、広域連合及び財産区に対する法人番号の指定等を行うにあたり、総務省・都道府県を通じて、必要な資料の提供を求めている。

※1 平成27年2月27日付官番1「一部事務組合等の情報提供について（依頼）」

※2 平成27年2月27日付官番2「財産区の情報提供について（依頼）」

地方公共団体に係る法人番号の構成

法人番号の体系及び検査用数字を算出する算式

法人番号は、12桁の番号（以下「基礎番号」という。）及びその前に付された1桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される1から9までの整数をいう。）により構成。

○検査用数字を算出する算式

財務省令で定める算式は、次に掲げる算式。

【算式】

$$9 - \left(\sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

P_n : 基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字

Q_n : nが奇数のとき 1 / nが偶数のとき 2

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
1～9の検査用数字	0	0	0	0	1		国の機関					
	0	0	0	0	2		地方公共団体（団体コードあり）					
	0	0	0	0	3		地方公共団体（団体コードなし）					
	0	1			0		登記法人					
	～				0							
	5				0							
	6						予備					
	7	0	0	1			設立登記のない法人・人格のない社団等					
	8						予備					
	9											

地方公共団体の内、全国地方公共団体コードを有する団体は、下6桁に当該コードを使用し、当該コードを有しない団体（財産区）は、他と重複しない数字（下6桁及び5桁目に都道府県コードを使用）を使用する予定。

【政令第35条第3項】

設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるもの

【政令第35条第2項】

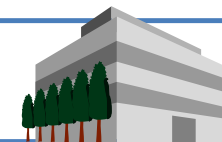
会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたもの

注意
事項

予備部分の番号体系を他の用途で利用しないこと。
有限会社から株式会社に組織変更があっても法人番号（会社法人等番号）は変更されない。

法人番号の情報提供方法

情報提供機能 (政府共通ネットワーク・LGWAN)

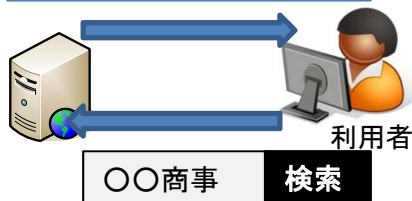


検索・閲覧

【利用方法】
政府共通ネットワーク上に開設するウェブサイト
に、端末からアクセスす
る。

【機能】
法人番号、法人名及び所
在地などの検索条件で法
人の3情報（法人名、法
人番号、所在地）等を検
索閲覧可能。
検索結果は、印刷可能。

法人名:〇〇商事
法人番号:123・・・999
所在地:東京都千代田・・・

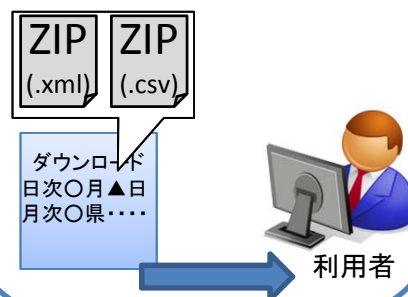


ファイルでダウンロード

【利用方法】
政府共通ネットワーク上
に開設するウェブサイト
に、端末からアクセスす
る。

【機能】
法人の3情報（法人名、
法人番号、所在地）等を
ファイルでダウンロード
可能。

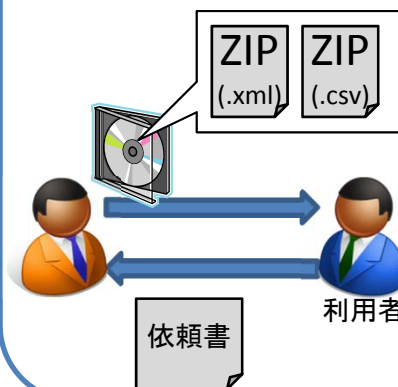
※ 公表に同意のない人
格のない団体等の情報
は含めない。



情報記録媒体

【利用方法】
「アプリケーションID
発行届出書兼情報記録媒
体によるデータ提供依頼
書」を法人番号準備室に
送付する。

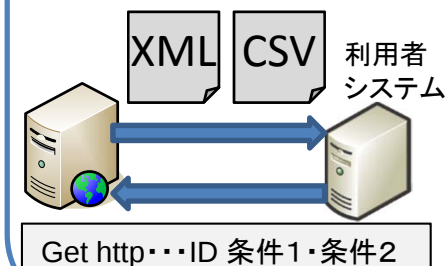
【機能】
公表情報（法人名、法人
番号、所在地）等をDVD等
の媒体で提供（全件デー
タとして提供）。



Web-API

【利用方法】
指定URLに、行政機関等の
システムから抽出条件を
送信する。

【機能】
システム間連携インタ
フェースを活用して法人
の3情報の法人番号での
問い合わせ及び取得期間
を設定したファイルのダ
ウンロードが可能。



Web-APIとは、Web標準技術を用いて、利用者が構築しているシステムからインターネット等を通じて簡単なリクエストを送信することで、利用者側のシステムで必要なデータを取得することが可能となるインタフェースをいう。

法人番号情報提供サイト【イメージ】

※開発中の画面であるため、今後内容が変更となる場合あり

- ①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3情報を政府共通ネットワークを利用して提供。
- 情報提供サイトにおいては、下図に示す3情報による検索機能のほか、3情報のデータダウンロード機能を提供予定

法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号
13桁 半角数字

1234567890123

検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をクリックしてください。

法人番号をまとめて検索する

【右画面】
(例)
13桁の法人
番号で検索し
た場合の検索
結果

法人の商号及び所在地などから法人番号を調べる

商号又は名称

商号又は名称については、通称や略称ではなく、正式名称で入力してください。

☒ 前方一致 ☐ 部分一致

☐ 読み仮名で検索(カタカナ)

(注) 前方一致検索及び読み仮名検索の場合は、「株式会社(カブシキガイシャ)」などの文言を除いて入力してください。

所在地

郵便番号又は都道府県以下のいずれかを検索条件として指定することができます。

郵便番号
7桁 半角数字
ハイフン無し

入力例: 1234567

都道府県 市区町村

丁目番地等

入力例: 露が岡3-1-1

(注) 国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択肢から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

国外所在地

入力例: アメリカ合衆国ワシントン州、中華人民共和国北京市

検索条件の設定

☒ 法人種別などその他の条件を表示する

検索

クリア

【右画面】
(例)
「タカハシ」
を商号又は名
称の読み仮名
で検索した場
合の検索結果

高橋建設株式会社の情報

検索結果画面

最新情報

法人番号

1123456789012

高橋建設株式会社

商号又は名称

高橋建設株式会社

本店又は主たる事務所の所在地

神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-● 高橋ビル

最終更新年月日

平成28年3月1日

変更履歴情報

法人番号指定年月日以降の変更情報について表示しています。

No. 1

登記年月日等 : 平成28年2月28日

変更の事由 : 本店又は主たる事務所の所在地の変更

旧情報 : 神奈川県横浜市旭区▲▲▲町●-●-●

外字ボタンを押下すると登記上の正確な文字を表示することが可能

↑ 検索結果一覧画面内の履歴等から上記画面に遷移

検索条件 : タカハシ / 商号等五十音順(昇順)

123件 見つかりました。 表示件数 10件 30件 50件

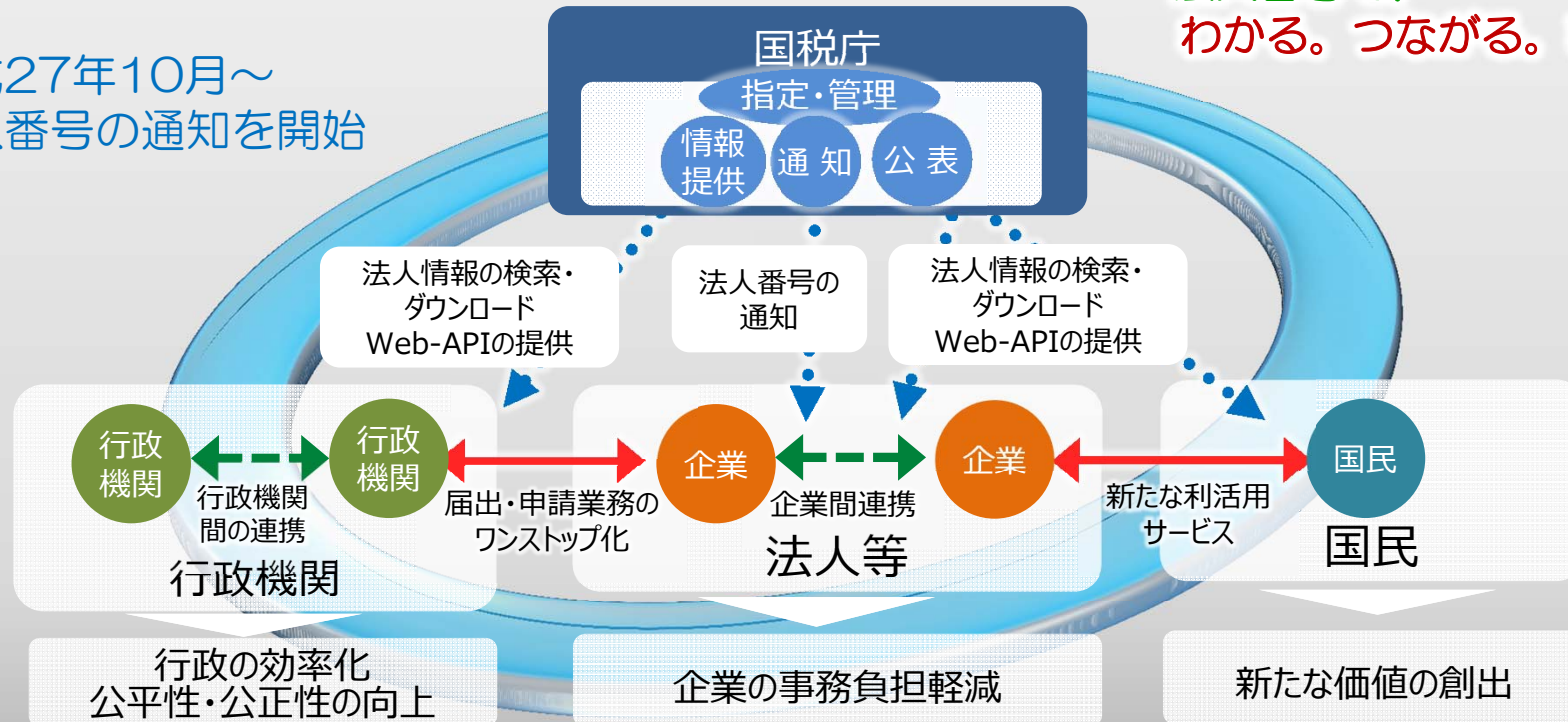
法人番号	商号又は名称	所在地	変更履歴情報
1123456789012	高橋建設株式会社 外字	神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-● 高橋ビル 外字	履歴等
1333344445555	高橋興業有限公司	東京都港区▲▲▲町●-●-● BBBビル	履歴等
1234567890123	高橋サイクル株式会	青森県黒石市▲▲▲町●●●番地	履歴等
1999911112222	高橋商事合同会社	石川県かほく市▲▲▲町●●●番地	履歴等
5678901234567	高橋電器協同組合	神奈川県横浜市西区▲▲▲町●-●-●	履歴等
2345678901234	高橋電子株式会社	東京都調布市▲▲▲町●-●-●	履歴等

履歴等を押下することにより検索結果画面を表示し、最新情報並びに商号及び所在地の変更履歴を確認可能

法人番号に期待される役割

平成27年10月～
法人番号の通知を開始

法人番号で、
わかる。つながる。ひろがる。



- …▶ **わかる。**

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

 - 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
 - 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化
- ◀→ **つながる。**

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

 - 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
 - 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化
- ◀→ **ひろがる。**

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

 - 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
 - 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

公開情報への法人番号の併記について（概要）

背景

- 世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）

「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」

- マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」（平成26年5月20日）

「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成28年1月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」

【具体的な取組内容】

対 象 者	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体は公開する法人情報に法人番号の併記を行う。
対 象	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報 （具体例：調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等）
併 記 時 期	マイナンバー制度の利用開始となる平成28年1月1日以降に公開する法人情報について法人番号の併記を行う。

【今後のスケジュール（予定）】

	H27年 4月～6月	7月～9月	10月～12月	H28年 1月～3月	4月以降
内閣官房 国税庁	● 説明会		● 法人番号通知		
各府省		法人番号併記の準備		法人番号併記の開始	

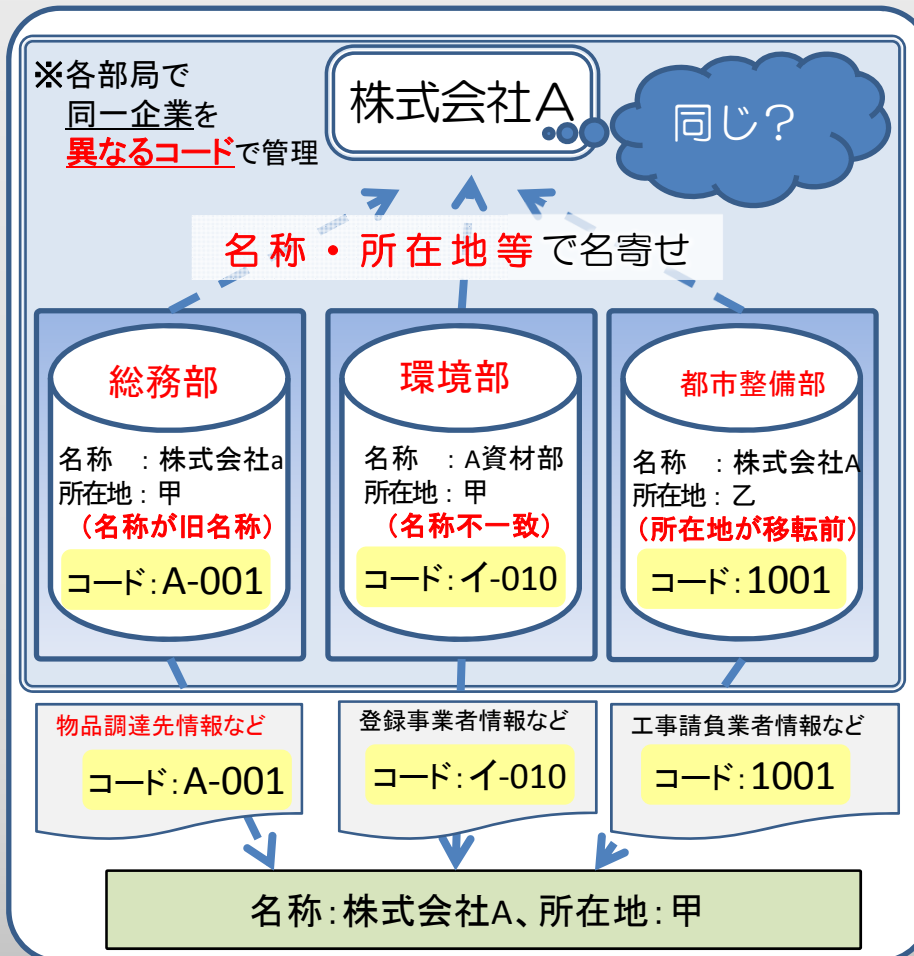
（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室作成資料）

法人番号の利活用①

法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化

～現 状～

各部署（総務部、環境部、都市整備部など）で、取引先法人の情報を異なるコードで管理している場合、**業務横断的な取引情報の集約が困難（非効率）**



～法人番号利活用後～

法人番号を利用すれば・・・
管理している各法人との取引情報の全体像が容易に把握可能となり、**業務の効率化が期待**



法人番号の利活用②

Web-APIを利用した事業者情報の登録・更新作業の効率化

～現 状～

事業者情報の登録・更新作業にあたり、事業者からの届出や事業者への照会、その他様々な情報源から情報を入手しており、
手間とコストがかさむ。

届出・照会

インターネット

登 記 所

¥



事業者情報の
登録・更新作業

人件費
手数料等

～法人番号利活用後～

国税庁が提供するWeb-APIサービスを利用すれば・・・

事業者情報の登録・更新作業が**効率化!!**

宛名管理
システム

法人番号又は
差分データの
取得期間を
指定可能

社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号情報提供サイト

①リクエスト

②ダウンロード



事業者情報の
登録・更新作業

効率化

(※) 通知書等の不達などの際の連絡先把握にも活用可能

法人番号に係る各種情報の掲載について

法人番号の情報提供機能に係る仕様

地方公共団体等のシステム担当者の方など向けに、法人番号の情報提供機能に関する仕様をデジタルPMO内の「ドキュメント」と、政府共通インフォメーションボード内の「国税庁掲示板」に掲載しています。

- ・ <https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/> 【デジタルPMO※】

※ デジタルPMOの利用には、ユーザIDとパスワードが必要です。

- ・ <https://gbbs.gex.hq.admix.go.jp/website/board/boardctrl.nsf/weblink?openform>
【政府共通インフォメーションボード・国税庁掲示板】

➤ 法人番号の情報提供機能に関する問い合わせ先：

国税庁長官官房企画課 法人番号準備室システム総括1担当 (mail : kokuzei-houjinbangou@nta.go.jp)

法人番号の最新情報

法人番号の最新情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・ 国税庁HPのトップページの  をクリック。

(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>)

マイナンバー制度の最新情報

- ・ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 【内閣官房マイナンバー HP】

- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
(マイナンバー)

〔参考〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
【法人番号関係抜粋】

第七章 法人番号
(通知等)

第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

（資料の提供）

第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

第六十一条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五（略）

【参考】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)
【法人番号関係抜粋】

第七章 法人番号

(法人番号の構成)

第三十五条 法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条において「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

2 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。

3 設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

(国の機関に対する法人番号の指定の単位)

第三十六条 国の機関に対する法第五十八条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

- 一 衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館
- 二 行政機関（検察庁にあっては、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁）及び検察審査会
- 三 最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあっては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定）

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第五十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者 国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けたこと。
- 二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百八条の規定により届出書を提出することとされている者 内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。
- 三 法人税法第四百九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。
- 四 法人税法第五百十条の規定により届出書を提出することとされている者 同条各項に規定する場合のいずれかに該当することとなったこと。
- 五 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなったこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなったこと。

（法人番号の通知）

第三十八条 国税庁長官は、法第五十八条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第五十八条第二項の政令で定めるものは、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

- 一 国税に関する法律の規定に基づき税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者
 - 二 国内に本店又は主たる事務所を有する法人
- 2 法第五十八条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。
 - 3 法第五十八条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が申告書等を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。
 - 4 前条の規定は、国税庁長官が法第五十八条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

（変更の届出）

第四十条 法第五十八条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

（法人番号等の公表）

- 第四十一条 法第五十八条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第五十八条第四項ただし書の規定による同意を得た後）、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。
- 2 国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表をされている事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるもののほか、法人番号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則

（法人番号の指定に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であつて第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があつた場合において、その者が当該各号に規定する届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定により届出書を提出することとされている者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。